

<p>(関連分野)</p> <p>その他</p>
<p>(事業の名称)</p> <p>要援護者の避難支援事業</p>
<p>(関係省庁名)</p> <p>厚生労働省、内閣府、総務省消防庁</p>
<p><b>事業の概要</b></p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要援護者の実態調査の実施</li> <li>・ (福祉) 避難所マップの作成</li> <li>・ 要援護者向けパンフレットの作成</li> <li>・ 福祉避難所に係る啓発 等</li> </ul>
<p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)</p> <p>制度改正：特になし</p> <p>ただし、要援護者対策については、内閣府が中心となって行われていることから、調整等が必要。</p>
<p>(期待される効果)</p> <p>定性的効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に備えた準備：市町村が臨時雇用の上実施、又は企業等に委託して実施。</li> </ul>
<p>(先行事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時要援護対策については、自治事務として、既に、市町村において取り組まれており、自前の予算で実施している市町村も多い。</li> </ul>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先)</p> <p>厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室  災害救助専門官 金子雄一郎 / 救助係長 吉田卓郎  電話番号：03-3595-2614 / ファックス：03-3503-3099</p>